証券コード5269
平成28年６月13日

株　主　各　位

東京都港区芝浦四丁目６番14号
日本コンクリート工業株式会社
代表取締役会長兼CEO　網　谷　勝　彦

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時15分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　平成28年６月29日（水曜日）午前10時（受付開始午前９時）

2. 場　　所　東京都港区芝浦四丁目６番14号（NC芝浦ビル）
当社１階会議室

3. 会議の目的事項

報 告 事 項

1. 第85期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第85期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　取締役８名選任の件
第２号議案　監査役２名選任の件
第３号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以　上

◎　当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎　次の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ncic.co.jp/）に掲載しておりますので、本「招集ご通知」および別添の「第85期報告書」には記載しておりません。
　①事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
　②連結計算書類の「連結注記表」
　③計算書類の「個別注記表」
なお、本招集ご通知別添の「第85期報告書」に記載しております連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して、監査をした書類の一部です。
◎　株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ncic.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎　当日は、軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますので、株主のみなさまにおかれましても軽装にてご出席ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（８名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役８名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当会社の株式数
1 再任	 あみ　や　かつ　ひこ 網　谷　勝　彦 (昭和18年８月23日)	昭和43年４月　当社入社 平成９年６月　当社社長室長 平成10年６月　当社取締役 平成13年６月　当社常務取締役 近畿コンクリート工業株式会社（現株式会社日本ネットワークサポート）取締役 平成17年６月　当社専務取締役 平成18年６月　当社代表取締役社長 平成19年６月　当社代表取締役社長執行役員 平成27年６月　当社代表取締役会長兼CEO (現在)	164,300株
	取締役候補者とした理由 入社以来経営管理部門に携わり、平成10年に取締役、平成18年に代表取締役社長に就任し、長く経営の監督を適切に行っております。平成27年に代表取締役会長兼CEOに就任してからは、取締役会において議長を務め、CEOとしての経営の指揮を取り企業理念の実践を通じて持続的な企業価値の向上を図っており、当社の経営の牽引者として引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当会社の株式数
2 再任	 つち　だ　しん　じ 土　田　伸　治 (昭和31年５月14日)	昭和55年４月　当社入社 平成19年７月　当社技術開発第一部長兼品質保証部長 平成21年６月　当社執行役員 平成22年６月　当社取締役執行役員 中国高圧コンクリート工業株式会社取締役 平成25年６月　当社取締役常務執行役員 平成26年６月　当社取締役専務執行役員 NC日混工業株式会社代表取締役社長 平成27年６月　当社代表取締役社長兼COO (現在)	55,500株
	取締役候補者とした理由 入社以来長く技術部門を歩み、平成22年に取締役就任後は技術部門の責任者として、更に平成25年からは管理部門の責任者を兼務して、代表取締役を補佐するとともに海外部門の展開にも積極的に取り組んでまいりました。平成27年に代表取締役社長兼COOに就任し、当社グループの経営理念、行動理念に基づいたグループの業績、企業価値の向上及び持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有していると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当会社の
株 式 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3
再任</td><td>
いま　い　しょう　いち
今　井　昭　一
(昭和35年１月6日)</td><td>昭和58年４月　秩父セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社
平成18年10月　太平洋セメント株式会社経理部経理チームリーダー
平成21年12月　当社経理部長
平成23年６月　当社執行役員経理部長
平成25年６月　当社取締役執行役員経理部長
NCマネジメントサービス株式会社代表取締役社長（現在）
東海コンクリート工業株式会社取締役（現在）
平成27年６月　当社取締役執行役員経営管理部長（現在）
(重要な兼職の状況)
NCマネジメントサービス株式会社代表取締役社長</td><td>8,800株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
財務・会計に関する深い知見を有し、経営管理部門を担当しております。深く当社グループの経営理念、行動理念を理解し、IRに積極的に取り組んでその周知を行うなど、当社の企業価値の向上及び持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有していると判断し、引き続き取締役の選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4
再任</td><td>
ほし　かわ　　よく
星　川　　翼
(昭和29年11月21日)</td><td>昭和52年４月　住友商事株式会社入社
平成16年９月　同社生活資材本部参事（東京）
平成22年２月　同社チリ住友商事会社事務従事（サンチャゴ）
平成26年２月　同社生活資材本部長付（東京）
平成26年４月　当社執行役員
平成27年６月　当社取締役執行役員東日本基礎事業部長（現在）
株式会社日本ネットワークサポート取締役（現在）
平成28年２月　兼当社海外室長（現在）</td><td>4,936株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
総合商社での国内外での営業経験、海外現地法人の経営者としての経験を有し、当社入社後は基礎事業と海外事業の進展に取り組むなど、当社の企業価値の向上及び持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有していると判断し、引き続き取締役の選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当会社の
株 式 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5
新任</td><td>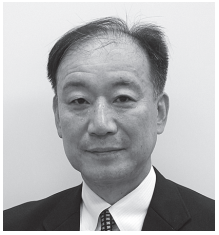
いま　い　やす　とも
今 井 康 友
(昭和33年 8 月 4 日)</td><td>昭和56年 4 月　東京電力株式会社（現東京電力ホールディングス株式会社）入社
平成 5 年 7 月　同社本店配電部配電技術課副長
平成17年 7 月　同社埼玉支店熊谷支社長
平成24年 6 月　同社東京支店銀座支社長
平成27年 7 月　当社執行役員東日本ポール事業部長(現在)</td><td>100株</td></tr>
<tr><td colspan="3">取締役候補者とした理由
電力会社において配電部門にて勤務し当社の主力製品であるポールへの知見は深く、また管理部門での勤務を経験しております。当社においては東日本ポール事業部長として通信会社等の電力会社以外のポール製品についても知識を深め、ポール営業部門を支えるなど当社の企業価値の向上及び持続的な成長に貢献するための能力、見識、経験及び高い倫理観を有していると判断し、取締役の選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6
再任</td><td>
や　ぎ　　いさお
八 木　　功
(昭和17年 5 月15日)
社外取締役
独立役員</td><td>昭和40年 4 月　全日本空輸株式会社入社
平成 5 年 6 月　同社取締役
平成 9 年 6 月　同社常務取締役総務本部長
平成11年 6 月　同社代表取締役副社長
平成15年 6 月　全日空商事株式会社代表取締役社長
平成23年 5 月　一般財団法人日本航空協会顧問（現在）
平成23年 6 月　当社取締役（現在）</td><td>20,600株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由
全日本空輸株式会社代表取締役副社長及び全日空商事株式会社代表取締役社長を経験されるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から経営全般に関し適切な助言が期待でき、コーポレートガバナンスの一層の充実が図られると判断し、引き続き社外取締役の選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当会社の株式数
7 再任	 ま づか みち よし 間塚道義 (昭和18年10月17日) 社外取締役 独立役員	昭和43年４月　富士通ファコム株式会社入社 昭和46年４月　富士通株式会社に転籍 平成13年６月　同社取締役兼東日本営業本部長 平成17年６月　同社取締役専務 平成18年６月　同社代表取締役副社長 平成20年６月　同社代表取締役会長 平成21年９月　同社代表取締役会長兼社長 平成26年６月　同社取締役相談役（現在） 平成27年６月　当社取締役（現在）	2,600株
社外取締役候補者とした理由 富士通株式会社代表取締役会長、社長を経験されるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、独立した立場から経営全般に関し適切な助言が期待でき、コーポレートガバナンスの一層の充実が図られると判断し、引き続き社外取締役の選任をお願いするものであります。			

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当会社の
株 式 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">8

新任</td><td>
まつ　おか　ひろ　あき
松　岡　弘　明
(昭和35年８月31日)
社外取締役</td><td>昭和60年４月　新日本製鐵株式会社（現新日鐵住金株式会社）入社
平成12年７月　同社名古屋製鐵所人事グループリーダー
平成22年11月　同社人事・労政部人事グループリーダー（部長）
平成23年４月　同社棒線事業部室蘭製鐵所総務部長
平成26年４月　新日鐵住金株式会社棒線事業部棒線営業部長
平成28年４月　同社執行役員棒線事業部長（現在）

(重要な兼職の状況)
新日鐵住金株式会社執行役員
線材製品協会理事</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外取締役候補者とした理由
新日鐵住金株式会社の執行役員であり、同社における同氏の豊富な経験と実績に基づく客観的視点からの経営全般に対する適切な提言と監督、チェック機能が、コーポレートガバナンスの実効性を高めると判断し、社外取締役の選任をお願いするものであります。なお、新日鐵住金株式会社は当社の特定関係事業者であります。</td></tr>
</table>

（注）1. 現在、当社の取締役である候補者の当社における地位及び担当は、別添「第85期報告書」の事業報告「４．会社役員に関する事項」に記載のとおりであります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 間塚道義氏は、現在富士通株式会社の取締役でありますが、平成28年６月27日に退任予定であります。
4. 八木功、間塚道義、松岡弘明の３氏は社外取締役候補者であります。
5. 八木功、間塚道義の両氏は現在当社の社外取締役であり、両氏が社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって八木功氏が５年で、間塚道義氏が１年であります。
6. 八木功、間塚道義の両氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、再任が承認された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。なお、当社は東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は独立性を有しないと判断しており、両氏は各要件のいずれにも該当しておりません。
(1) 現在において、以下のいずれかに該当する者
① 当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）またはその業務執行者
② 当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結売上高の３%を超える取引先またはその業務執行者
③ 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結売上高の３%を超える取引先またはその業務執行者
④ 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金

融機関その他の大口債権者またはその業務執行者
⑤ 当社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員等である者
⑥ 当社から、直近事業年度において1,000万円を超えた寄付を受けている者またはその業務執行者
⑦ 弁護士、公認会計士、税理士またはその他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から、直近事業年度において1,000万円を超えた金銭その他の財産上の利益を得ている者またはその業務執行者

(2) 過去３年間のいずれかの時点において、上記（1）①~⑦のいずれかに該当している者

7. 当社は、八木功、間塚道義の両氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、責任限定契約を締結しており、同契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、松岡弘明氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第２号議案　監査役２名選任の件

監査役五十嵐通孝氏は、本総会終結の時をもって辞任され、また監査役中村節男氏は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査役候補者井上敏克氏は監査役五十嵐通孝氏の補欠として、選任をお諮りしますので、井上敏克氏の任期は当社定款の定めにより、辞任される五十嵐通孝氏の任期の満了すべき時までとなります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の提出については、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当会社の
株 式 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1

新任</td><td>
いの　うえ　とし　かつ
井　上　敏　克
(昭和30年４月28日)</td><td>昭和53年４月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行
平成17年４月　株式会社みずほ銀行業務監査部副部長
平成20年６月　当社執行役員社長室長
平成21年６月　当社取締役執行役員
平成22年６月　北海道コンクリート工業株式会社取締役（現在）
平成27年６月　当社取締役執行役員環境・エネルギー事業部長（現在）</td><td>45,300株</td></tr>
<tr><td colspan="3">監査役候補者とした理由
金融機関での長年の経験から財務及び会計に関する知識を有しており、当社入社後は取締役として経営管理部門、基礎事業部門、コンクリート二次製品事業部門をそれぞれ統括した経験から、深く当社のことを理解しております。当社の監査役として能力、見識、経験及び高い倫理観を有していると判断し、監査役の選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生年月日)</th><th>略歴、地位および重要な兼職の状況</th><th>所有する
当会社の
株 式 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2

新任</td><td>
にし　むら　とし　ひで
西　村　俊　英
(昭和30年１月13日)
社外監査役</td><td>昭和54年４月　小野田セメント株式会社（現太平洋セメント株式会社）入社
平成９年８月　秩父小野田株式会社（現太平洋セメント株式会社）東北支店業務部長
平成21年５月　太平洋セメント株式会社経理部長
平成24年４月　同社執行役員（関連事業部長）
平成27年４月　同社常務執行役員
平成27年６月　同社取締役常務執行役員（現在）

(重要な兼職の状況)
太平洋セメント株式会社取締役常務執行役員</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">社外監査役候補者とした理由
太平洋セメント株式会社での経理部長としての経験から財務及び会計に関する知識を有しており、また取締役としての企業経営に関する豊富な経験と、専門知識による経営全般に対する監視と有用な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、太平洋セメント株式会社は当社の特定関係事業者であります。</td></tr>
</table>

（注）1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 西村俊英氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、井上敏克、西村俊英の両氏の選任が承認された場合は、両氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款に基づき、責任限定契約を締結する予定であります。なお同契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める額となります。

第３号議案　当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

当社は、平成25年６月27日開催の第82回定時株主総会において、株主のみなさまからのご承認を受け、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）(以下、「本プラン」といいます。）を再導入しており、その有効期間は平成28年６月29日開催予定の第85期事業年度に係る当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとされています。

当社では、本プランの失効に先立ち、平成28年５月27日開催の取締役会において、本定時株主総会における株主のみなさまのご承認を条件に、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号本文に規定されるものをいい、以下、「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第３号ロ(2)）として、下記のとおり本プランを継続することを決定いたしました。

つきましては、下記のとおり、本プランを継続し、当社定款第16条第２項の規定に基づく当社取締役会への委任を行うことにつき、本議案のご承認をお願いするものであります。

1．提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案がなされた場合、その判断は最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社株式について大量買付がなされた場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社

の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社の企業価値の源泉は、①コンクリートポールのリーディングカンパニーとして長年にわたり蓄積した、コンクリート製品や生産設備に関する総合的な技術力、製造・施工技術やノウハウ、②上記①の技術力等により裏打ちされた、高品質の製品・施工の安定的な供給力、③当社グループ及び当社の製造技術・施工技術の供与先で構成するNCグループにおいて構築された全国的な製造・販売のネットワーク、④仕入先・販売先をはじめとするあらゆる取引先との間に長年にわたり築かれてきた強固な信頼関係並びに上記①及び②の技術力を支え、向上させる経験、ノウハウを有する従業員の存在にあると考えております。当社株式の買付けを行う者がこれら当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。当社は、このような濫用的な買収に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記（1）に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。そして、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するために、当社株式に対する大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみなさまがかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とする枠組みとして本プランを継続することといたしました。

なお、現時点において、特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

2. 提案の内容

(1) 本プランの発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本プランは、下記①又は②に該当する当社株券等の買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はこれらの提案[注1]（当社取締役会が本プランを適用しない旨別途認めたものを除くものとし、以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。

記

① 当社が発行者である株券等[注2]について、保有者[注3]の株券等保有割合[注4]が20%以上となる買付その他の取得

② 当社が発行者である株券等[注5]について、公開買付け[注6]を行う者の株券等所有割合[注7]及びその特別関係者[注8]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

買付等を行おうとする者（以下、「買付者等」といいます。）は、本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会又は株主総会が本新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランの手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記（c）に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下、「本必要情報」といいます。）等を記載

した書面（以下、「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会(独立委員会は、当社取締役会の決議に基づいて設置されます。独立委員会の委員の選任基準、決議要件、決議事項等については、別紙１「独立委員会規則の概要」、本プラン継続当初の独立委員会の委員の略歴等については、別紙２「独立委員会委員略歴」に記載のとおりです。）に送付します。独立委員会は、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提供するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、かかる情報を追加的に提供していただきます。

記

① 買付者等及びそのグループ（共同保有者[注9]、特別関係者及び買付者を被支配法人等[注10]とする者の特別関係者）の詳細（名称、資本関係、財務内容、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者等による買付等と同種の過去の取引の詳細等を含みます。）[注11]

② 買付等の目的、方法及び具体的内容（買付等の対価の種類・価額、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。）

③ 買付等の価額及びその算定根拠（算定の基礎となる事実・過程、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等による一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジー内容を含みます。）

④ 買付者等と第三者との間の当社の株券等に関する合意及び買付者等による当社の株券等の過去の取得に関する情報

⑤ 買付等の資金の裏付け（買付等の資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

⑥ 買付等の後における当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

⑦ 買付等の後における当社グループの株主（買付者等を除く。）、従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者に対する対応方針

⑧ 買付者等と当社の他の株主との間に利益相反を生じる可能性のある場合に

おける当該利益相反を回避するための具体的方策
⑨　反社会的勢力との関係に関する情報
⑩　その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

①　当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、適宜回答期限（原則として60日を上限とします。）を定めたうえ、買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下、同じとします。）及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができます。

②　独立委員会による検討等

独立委員会は、買付者等及び（当社取締役会に対して上記①記載のとおり情報の提供を要求した場合には）当社取締役会からの情報等（追加的に提供を要求したものも含みます。）を受領してから原則として最長60日間が経過するまでの間、買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の経営計画・事業計画等に関する情報収集・比較検討、及び当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います（以下、かかる独立委員会による情報収集及び検討に要する期間を「独立委員会検討期間」といいます。）。また、独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接又は間接に、当該買付者等と協議・交渉等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。買付者等は、独立委員会が、直接又は間接に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

(e) 独立委員会の勧告

独立委員会は、上記の手続を踏まえて、以下のとおり当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。

① 本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記（2)「本新株予約権の無償割当ての要件」において定められる発動事由（以下、「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等よりの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、新株予約権（その主な内容は下記（3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下、かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付等について下記（2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その２（以下、「発動事由その２」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主意思の確認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

（ⅰ）当該勧告後に買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

（ⅱ）当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合

② 本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでない旨の勧告を行います。

上記にもかかわらず、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③　独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間中に、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討・代替案の検討・買付者等との交渉等に必要とされる合理的な範囲内（但し、原則として30日間を上限とするものとします。）で、独立委員会検討期間を一ないし複数回延長することができるものとします。独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(f) 株主総会の招集／取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告がなされた場合、当該勧告を最大限尊重して、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、下記の（g）に基づき株主総会が開催された場合には、当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施についての決定を行うものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施してはならない旨の勧告をした場合又は株主総会が本新株予約権の無償割当てを実施することを否決する決議をした場合には、本新株予約権の無償割当てを実施しません。

(g) 株主総会の開催

当社取締役会は、本プランに従った本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、（ⅰ）上記（e）①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は（ⅱ）ある買付等について発動事由その２の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主のみなさまの意思を確認することができるものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、適用ある法令又は金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況（意向表明書・買付説明書が提出さ

れた事実並びに独立委員会検討期間が開始した事実及び独立委員会検討期間の延長が行われた事実を含みます。）又は独立委員会による勧告等の概要、当社取締役会の決議（株主総会の招集に関する決議を含みます。）の概要、その他独立委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記（1)「本プランの発動に係る手続」(e) 記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることになります。

記

発動事由その１

本プランに定められた手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。)、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その２

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合

(a) 下記に掲げる行為等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合

① 株券等を買占め、その株券等について当社側に対して高値で買取りを要求する行為

② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為

③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為

④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合

(c) 買付等の経済的条件（対価の種類・価額、対価の支払時期・支払方法を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合

(d) 買付者等の提案（買付等の経済的条件のほか、買付等の適法性・実現可能性、買付等後の経営方針又は事業計画、買付等後における当社の株主（買付者等を除く。)、従業員、取引先、顧客等の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。）の内容が、当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社事業に係る総合的な技術力、高品質の製品・施工の安定的供給力、グループ間のネットワーク及び取引先等との強固な信頼関係の維持・向上に重大な支障をきたす等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれのある買付等である場合

(3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議又は株主総会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日(以下、「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）と同数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式１株につき本新株予約権１個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権１個の目的である当社株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は、原則として１株とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式１株当たりの価額は、１円を下限とし当社株式１株の時価の２分の１の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ過去90日間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、１円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日（以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。）とし、原則として、１ヶ月間から６ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

（ⅰ）特定大量保有者[注12]、（ⅱ）特定大量保有者の共同保有者、（ⅲ）特定大量買付者[注13]、（ⅳ）特定大量買付者の特別関係者、若しくは（ⅴ）上記（ⅰ）ないし（ⅳ）に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、又は、（ⅵ）上記（ⅰ）ないし（ⅴ）に該当する者の関連者[注14]（以下、（ⅰ）ないし（ⅵ）に該当する者を「非適格者」と総称します。）は、一定の例外事由[注15]が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に抵触しないことが確認されることを条件として、下記（i）②のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうちに非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権１個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

(4) 本プランの継続手続

本プランの継続については、当社定款第16条第２項の規定に基づき、本定時株主総会において本プランに記載した条件に従った本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を、当社取締役会に委任する旨の議案を付議し、株主のみなさまのご承認をいただくことを条件とします。

(5) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで

とします。
　但し、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において、本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限の当社取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合又は当社株主総会若しくは当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。
　また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設若しくは改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等本定時株主総会の決議の趣旨に反しない場合には、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができます。
　当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、当該廃止、修正又は変更の事実及び（修正・変更の場合には）修正・変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

(6) 法令の改正等による修正
　本プランで引用する法令の規定は、平成28年５月27日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

注1　第三者に対して買付等を勧誘する行為を含みます。
注2　金融商品取引法第27条の23第１項に定義されます。本書において別段の定めがない限り同じとします。
注3　金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
注4　金融商品取引法第27条の23第４項に定義されます。本書において同じとします。
注5　金融商品取引法第27条の2第１項に定義されます。
注6　金融商品取引法第27条の2第６項に定義されます。本書において同じとします。
注7　金融商品取引法第27条の2第８項に定義されます。本書において同じとします。
注8　金融商品取引法第27条の２第７項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。本書において同じとします。
注9　金融商品取引法第27条の23第５項に規定される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本書において同じとします。
注10 金融商品取引法施行令第９条第５項に定義されます。
注11 買付者等がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。
注12 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20％以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本書において同じとします。
注13 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義されます。以下、本脚注において同じとします。）の買付等（同法第27条の２第１項に定義されます。以下、本脚注において同じとしま

す。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20％以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値又は株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本書において同じとします。

注14 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義されます。）をいいます。

注15 具体的には（x）買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止若しくは撤回又は爾後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y) 買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者等やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下、「非適格者株券等保有割合」といいます。）が（ⅰ）当該買付等の前における非適格者株券等保有割合又は（ⅱ）20％のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

以　上

別紙１

独立委員会規則の概要

・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
・独立委員会の委員は、３名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、（ⅰ）当社社外取締役、（ⅱ）当社社外監査役、又は（ⅲ）有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。有識者は、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならず、また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
・独立委員会委員の任期は、本定時株主総会終結後３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社社外取締役又は当社社外監査役であった独立委員会委員が、それらの地位を失った場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決定を行う（但し、①に定める本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施につき、株主総会において別段の決議がなされた場合は、当該決議に依る。）。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、もっぱら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  ①　本新株予約権無償割当ての実施又は不実施
  ②　本新株予約権の無償割当ての中止又は本新株予約権の無償取得
  ③　その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
  ①　本プランの対象となる買付等への該当性の判断
  ②　買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定

③　買付者等の買付等の内容の精査・検討
④　買付者等との協議・交渉
⑤　当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
⑥　独立委員会検討期間の延長の決定
⑦　本プランの修正又は変更の承認
⑧　本プラン以外の買収防衛策の導入の是非の判断
⑨　その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
⑩　当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会から追加提供を求められた情報が提供された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提供するよう要求することができる。
・独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接又は間接に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

別紙２

独立委員会委員略歴

八　木　　功（やぎ　いさお）
昭和17年５月15日生まれ

昭和40年４月	全日本空輸株式会社入社
平成５年６月	同社取締役
平成９年６月	同社常務取締役総務本部長
平成11年６月	同社代表取締役副社長
平成15年６月	全日空商事株式会社代表取締役社長
平成23年５月	一般財団法人日本航空協会顧問（現在）
平成23年６月	当社社外取締役（現在）

八木功氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役（非常勤）であります。

安　藤　まこと（あんどう　まこと）
昭和34年10月８日生まれ

昭和59年10月	監査法人サンワ東京丸の内事務所（現　有限責任監査法人トーマツ）入所
昭和63年１月	KPMG Peat Marwick New York Office入社
平成３年４月	櫻井会計士事務所入所
平成６年３月	警視庁入庁
平成14年４月	安藤税務会計事務所（現　響税理士法人）入所（現在）
平成14年４月	安藤公認会計士共同事務所入所（現在）
平成19年６月	インヴァスト証券株式会社社外監査役
平成25年６月	当社社外監査役（現在）
平成27年６月	インヴァスト証券株式会社社外取締役（現在）

安藤まこと氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役（非常勤）であります。

龍　村　　全（たつむら　ぜん）
昭和31年12月13日生まれ
昭和60年４月　　弁護士登録（第二東京弁護士会）
昭和60年４月　　日本アイ・ビー・エム株式会社・法務部（社内弁護士）
昭和62年４月　　森綜合法律事務所（現　森・濱田松本法律事務所）入所
平成10年９月　　龍村法律事務所開設
平成12年３月　　弁理士登録
平成15年４月　　中央大学大学院法学研究科兼任講師（～平成18年３月）
平成19年４月　　早稲田大学大学院法務研究科兼任講師
平成20年４月　　早稲田大学大学院法務研究科客員教授（～平成23年３月）

別紙３

当社の大株主の状況（平成28年３月31日現在）

株主名	持株数（千株）	出資比率（%）
新日鐵住金株式会社	6,940	12.04
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託太平洋セメント口再信託受託者資産管理サービス信託銀行株式会社	3,634	6.30
日コン取引先持株会	2,232	3.87
日本電設工業株式会社	2,008	3.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,710	2.97
太平洋セメント株式会社	1,500	2.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,051	1.82
株式会社みずほ銀行	1,000	1.73
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	998	1.73
株式会社三菱東京UFJ銀行	930	1.61

（注）1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式118,683株を控除して計算しております。

2. 株式付与ESOP信託（68,300株）及び役員報酬BIP信託（83,600株）が保有する当社株式は、上記自己株式には含めておりません。

株主総会会場ご案内図

会場　東京都港区芝浦四丁目６番14号（NC芝浦ビル）
当社１階会議室
電話（03）3452－1021（代表）

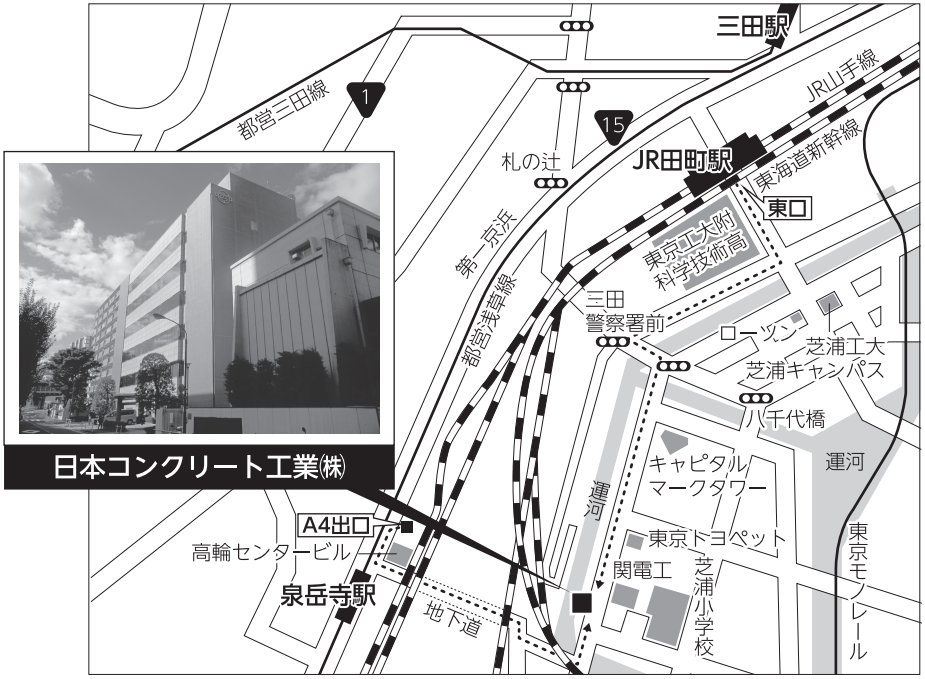

（交通のご案内）

JR田町駅芝浦口（東口）より	徒歩約13分
都営浅草線泉岳寺駅A4出口（三田・芝浦改札方面）より	徒歩約７分

（お願い）

・駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。
・会場建物の内外は禁煙となっておりますので、ご承知くださいますようお願い申し上げます。

VEGETABLE OIL INK

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。